

役員等報酬規程

学校法人 SBI 大学

2007 年 12 月 31 日 施行

2026 年 9 月 19 日 一部改定施行（最終）

(目 的)

第1条 本規程は、学校法人SBI大学（以下、「本学」という。）寄附行為第5条に定める役員、及び、評議員（役員と評議員を併せて「役員等」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(役員及び評議員の定義)

第2条 前条に定める役員は、寄附行為第7条及び第22条に基づき理事及び監事となる者をいう。

2. 前条に定める評議員は、寄附行為第31条に基づき評議員となる者をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員の報酬は月俸とする。

2. 常勤の役員には、報酬とは別に通勤手当を支給することができる。

3. 評議員の報酬は日当とする。

4. 役員等が職務の遂行に要した交通費、旅費その他の費用の実費弁償は、報酬に含まれない。

(報酬の決定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、役員会の決定により、当該役員に対して報酬を支払うことができる。その場合の当該役員に対する月俸の額は200万円以内とし、役員会において決定する。

2. 非常勤の役員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、役員会の決定により、当該役員に対して報酬を支払うことができる。その場合の当該役員に対する月俸の額は50万円以内とし、役員会において決定する。

3. 役員に対する報酬の支払い及び報酬を支払う場合の役員の月俸は、第1項及び前項に定める額の範囲内で、当該役員の能力、経験及び業務の実態、他の法人及び民間企業等の水準、並びに本学の経理の状況等を考慮して、役員会において決定する。

4. 評議員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、役員会の決定により、当該評議員に対して報酬を支払うことができる。その場合の当該評議員に対する日当の額は2万円以内とし、役員会において決定する。

(臨時緊急措置)

第5条 業績の著しい悪化等があった場合は、役員会の決定に基づき、期間を定めて役員等に対する報酬の減額や一部カット等の措置を講ずることができる。

(通勤手当の支給)

第6条 常勤の役員に通勤手当を支給する場合は、最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤経路及び方法による定期乗車券相当額を支給する。

(出勤等に要する交通費の支給)

第7条 常には出勤を要しない非常勤の役員が、本学の職務を遂行するために本学又は本学が指定する場所に出向いた場合には、その出勤に直接必要な交通費の実費を支給することができる。

2. 評議員が、本学の職務を遂行するために本学又は本学が指定する場所に出向いた場合には、その出席に直接必要な交通費の実費を支給することができる。
3. 前2項の交通費は、運賃、時間、距離その他の事情に照らし、合理的であると本学が認めた経路及び交通手段によるものとする。
4. 交通費の精算に当たっては、利用日、用務、利用区間、金額及び利用理由を明らかにし、領収書その他支出を証する書類を提出しなければならない。

(報酬及び交通費の支払日)

第8条 役員等に対する報酬及び交通費は、月払いとし当月分を翌月末日にこれを支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合はその前日に繰り上げて支払う。

(報酬からの控除)

第9条 役員等に対する報酬の支払い当たっては、法令に基づき、所得税、住民税、社会保険料、その他必要な額を控除する。

(期末手当の不支給)

第10条 役員等には期末手当を支給しない。

(退職手当の不支給)

第11条 役員等には退職手当を支給しない。

(旅費の支給)

第12条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対して旅費を支給する。

(旅費規程準拠)

第13条 出張に関する事項は旅費規程に準ずる。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会にて決定する。

附 則

本規程は、2007年12月31日より施行する。

本規程は、2019年4月1日から一部改正施行する。

本規程は、2020年1月1日から一部改正施行する。

本規程は、2022年1月27日から一部改定施行する。

本規程は、2025年4月1日から一部改定施行する。

本規程は、2025年9月25日から一部改定施行する。

本規程は、2026年6月3日から一部改定施行する。

本規程は、2026年9月19日から一部改定施行する。